

離島振興法施行令等の一部を改正する政令案参照条文

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

（離島振興計画）

第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めなければならない。

2 10 （略）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第七条 （略）

2 （略）

3 国は、第一項に規定する事業のほか、離島振興計画に基づき事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

4 （略）

5 国は、政令の定めるところにより、離島振興計画に基づき次に掲げる事業を行う地方公共団体に対し、その事業に要する費用の十分の五・五を補助する。

一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。

二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に設けること。

6 国は、離島振興計画に基づき簡易水道の用に供する水道施設の新設又は増設をする地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その新設又は増設に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

7 （略）

（医療の確保等）

第十条 （略）

2 4 （略）

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

6 7 （略）

附
則

- 4 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 7 地方公共団体が、附則第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第一に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・8（略）

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

離島振興法施行令（昭和四十三年政令第二十七号）

（法別表（三）の政令で定める道路）

第一条（略）

（法第九条第四項第一号に掲げる事業に要する費用の範囲及び算定基準）

第二条 法第九条第四項の規定により補助する場合の同項第一号に掲げる事業に要する費用の範囲は、同号の住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）の本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とする。以下「工事費」という。）並びに事務費とする。

2・3（略）

（法第九条第四項第二号に掲げる事業に要する費用の範囲及び算定基準）

第三条 法第九条第四項の規定により補助する場合の同項第二号に掲げる事業に要する費用の範囲は、同号の施設の建築の工事費及び事務費とする。

2・4（略）

(法第九条第五項の規定による簡易水道事業の用に供する水道施設の新設等に要する費用の範囲)

第四条 法第九条第五項の規定により国が補助する場合の簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に要する費用の範囲は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

第五条 法第十二条第五項の規定により国が補助する場合の同項に規定する事業に係る費用は、都道府県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める算定基準に従つて算定した額とする。

附則

(国の貸付金の償還期間等)

2 法附則第七項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

6 法附則第十項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)

(自治行政局の所掌事務)

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(三十一) (略)

2・3 (略)

附則

第五条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| 期 限 | 事 務 |
|-------------|---|
| 平成十五年三月三十一日 | 離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |
| (略) | (略) |

| | |
|--------------|-----|
| 平成二十二年三月三十一日 | (略) |
|--------------|-----|

農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)

(農村振興局の所掌事務)

第七条 農村振興局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一、十九 (略)

2・3 (略)

附則

(農村振興局の所掌事務の特例)

第三条 農村振興局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| 期限 | 事務 |
|--------------|---|
| 平成十五年三月三十一日 | 離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |
| (略) | (略) |
| 平成二十二年三月三十一日 | (略) |

国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)

(都市・地域整備局の所掌事務)

第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、二十七 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第六十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 国土審議会の庶務(土地政策分科会、首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会、中国地方開発分科会、北海道開発分科会、水資源開発分科会及び豪雪地帯対策分科会に係るものを除く。)に關すること。

六 (略)

(離島振興課の所掌事務)

第九十一条 離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における離島の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關する事務をつかさどる。

附則

(都市・地域整備局の所掌事務の特例)

第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| 期限 | 事務 | |
|--------------|--|--|
| 平成十五年三月三十一日 | 離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。 | 離島振興計画(離島振興法第五条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。)に基づく公共事業に關する關係行政機關の経費の配分計画に關すること。 |
| (略) | (略) | (略) |
| 平成二十二年三月三十一日 | (略) | (略) |

第六条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十四条第五号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げ

る期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | |
|----------------------------|---|
| 平成十五年三月三十一日までの間 | 、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会 |
| 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間 | 、豪雪地帯対策分科会、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会 |
| 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間 | 、豪雪地帯対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会 |

(都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例)

第七条 都市・地域整備局離島振興課は、平成十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 (略)

第十一条 都市・地域整備局離島振興課は、第九十一条に規定する事務のほか、平成十五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

国土審議会令(平成十二年政令第二百九十八号)

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

| 名称 | 法律 |
|-----|-----|
| (略) | (略) |

2 7 (略)

附則

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の

欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

| | | | |
|-------------|-----------|----------------------|--------------------|
| 期限 | 分科会 | 法律 | 課 |
| 平成十五年三月三十一日 | 離島振興対策分科会 | 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号） | 国土交通省都市・地域整備局離島振興課 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 平成十九年三月三十一日 | (略) | (略) | (略) |

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）

（漁港管理者の費用の負担基準）

第三条 国が、北海道における第三種漁港又は第四種漁港について特定漁港漁場整備事業を施行する場合において、法第二十条第一項の規定により漁港管理者に負担させる負担金の基準は、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------------|-------|--|
| 負担の対象となる特定漁港漁場整備事業 | 漁港の種類 | 負担割合 |
| 外郭施設又は水域施設に係るもの | 第三種漁港 | 当該事業に要する経費の百分の二十（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第五条第一項の離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）に基づくものにあつては、百分の十五） |
| | 第四種漁港 | |
| (略) | (略) | (略) |

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）

（国が費用を負担する工事の範囲及び国庫負担率）

第八条（略）

2・3（略）

4 第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる工事で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第五条第一項の離島振興計画に基づくもの（第二項又は前項に規定する工事を除く。）に要する費用に対する国の負担率は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる工事にあつては二十分の十一、同項第六号に掲げる工事にあつては二分の一とする。

附則

7 第八条第一項第一号及び第二項から第四項までの規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度における適用については、同号中「三分の二」とあるのは「四十分の二十一（北海道において施行されるもの及び離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第五条第一項の離島振興計画に基づくものにあつては、二十分の十一）」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「四十分の二十一（離島振興法第五条第一項の離島振興計画に基づくもの（同号に掲げる工事を除く。）にあつては、二十分の十一）」と、同条第三項及び第四項中「五分の三」とあるのは「二十分の十一」とする。

道路整備緊急措置法施行令（昭和三十四年政令第十七号）

（国の負担金の割合の特例）

第二条（略）

2（略）

3 一般国道の改築で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第五条第一項の離島振興計画に基づいて行われるものうち、第一項各号に掲げるもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第四条の政令で定める国の負担金の割合は、前項の規定にかかわらず、三分の二とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

（国庫補助）

第二十二条 法第二十二条の規定による市町村に対する国の補助は、次の各号に掲げる額について行うものとする。

一 し尿処理施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の三分の一以内（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第五条第一項の離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）に基づくものにあつては、二分の一以内）の額

二・三 (略)

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)

(法第百六条の政令で定める規定等)

第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一～十二 (略)

十三 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定(第十二条第一項第一号に限る。)

十四～三十四 (略)

2 (略)